

尼崎市都市計画マスタープラン

～都市計画に関する基本的な方針～

2014

概要版



ひと咲き まち咲き あまがさき

(問合せ先)

- 尼崎市 都市整備局 都市計画部 都市計画課
- 〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 Tel : 06-6489-6604 / Fax : 06-6489-6597
- e-Mail : ama-tosikeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示したものです。この計画に基づき、市民・事業者のみなさんと行政が、それぞれに役割と責任を認識し、協力しながら、一人ひとりが身近なところからできることを考え、行動し、そのまちづくりの動きが地域全体に広がるようなパートナーシップに基づいたまちづくりを進めます。

この計画から、私たちの暮らしを豊かにすることができるアイデアやヒントを見つけ、できることから実践し、まちづくりに参加することで、私たちが暮らす尼崎のまちをより魅力あふれるすてきなまちにつなげていきましょう。

都市計画マスタープランの役割

(1) まちづくりの目標の明確化

これからの本市のまちづくりについて、わかりやすい表現で、将来のめざすまちの姿や地域別の方針を明らかにします。

(2) 都市計画の総合性・一体性の確保

都市計画を決定または変更する際の指針とします。

(3) 個別の都市計画相互の調整

土地利用、都市施設、市街地開発事業などの個別の都市計画について相互の調整を図ります。

(4) 市民の理解と参加

市民・事業者・行政が将来のめざすまちの姿を共有することにより、一人ひとりが都市計画に対する理解を深め、その実現に向けた協働のまちづくりを促進します。

今後のまちづくりの視点

人口減少・少子高齢社会に対応したまちづくり

… 右肩上がりの成長を前提とした都市基盤の整備から、質的充足に重きを置いた、誰もがライフステージに合った、快適に暮らすことのできるまちづくり。

ストックを活かしたまちづくり

… 既存施設の長寿命化や効率的な維持管理などを進めつつ、ユニバーサルデザインへの対応など、既存ストックの質の向上及び有効活用を基本としたまちづくり。

環境に配慮したまちづくり

… 高い環境意識のもと、「環境モデル都市」の名にふさわしい市民・事業者・行政が一丸となって環境と経済の両立をめざす、持続可能なまちづくり。

災害に強い安全・安心なまちづくり

… 阪神・淡路大震災、東日本大震災などを教訓とし、自助・共助の重要性を意識した、誰もが安全・安心に暮らすことのできるまちづくり。

地域主体のまちづくり

… 地域のニーズや特性に応じて市民・事業者・行政が連携し主体的に課題解決に取り組む「地域分権」のまちづくりの考え方を踏まえた、地域主体のまちづくり。

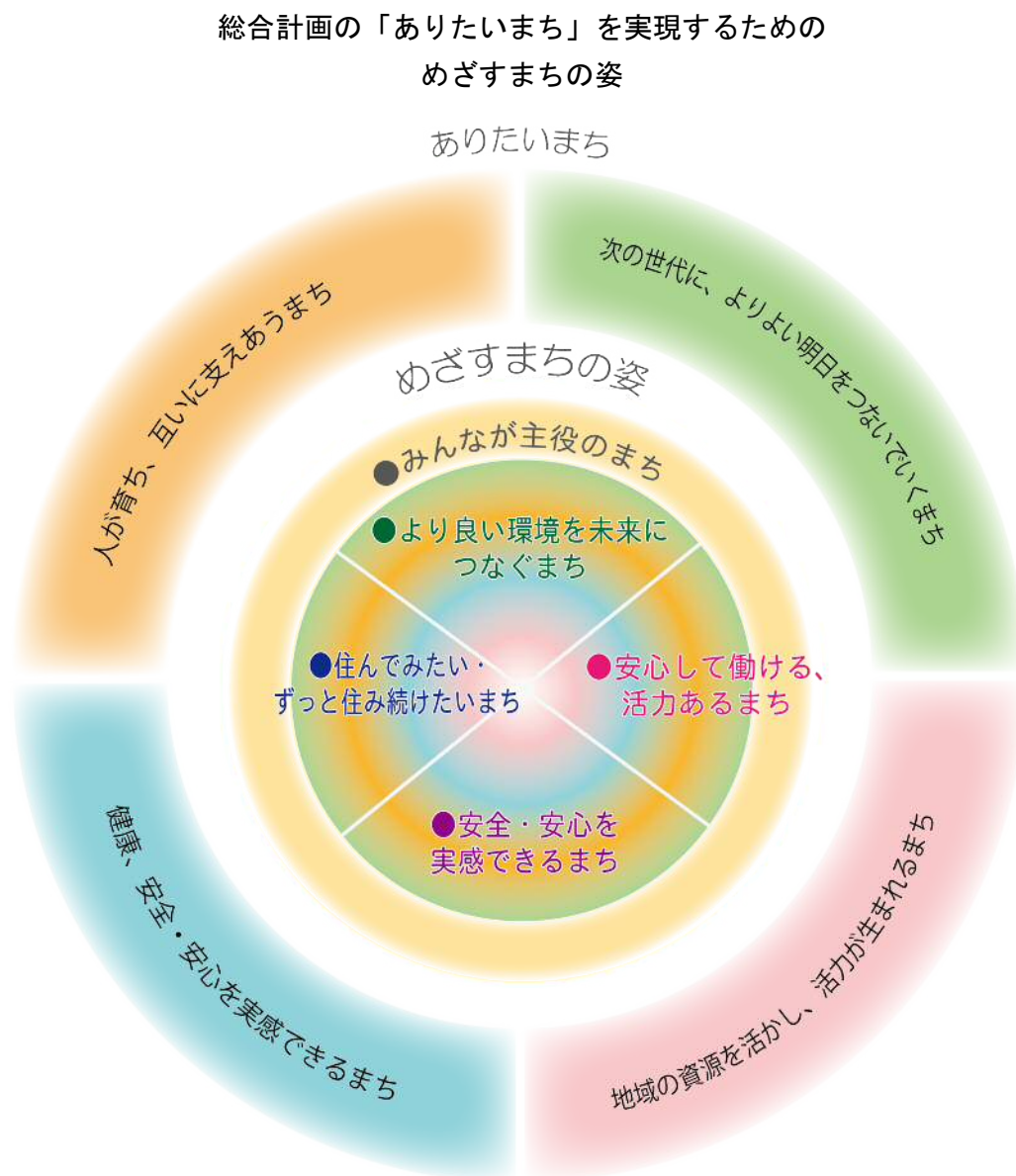
まちづくりの基本方針

(1) 基本理念

本市は、「尼崎市総合計画」において、将来の姿として、「人が育ち、互いに支えあうまち」、「健康、安全・安心を実感できるまち」、「地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」、「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」という4つの「ありたいまち」を示しています。

都市計画マスタープランは、本市の状況を踏まえ、都市計画の観点から、こうした「ありたいまち」の実現を支える「めざすまちの姿」を設定し、笑顔いっぱいのまちをめざします。

この「めざすまちの姿」を実現するために、市民・事業者・行政「みんなが主役」となって取組を進めることで、住みよい、活力のある魅力的なまちをめざします。



目標年次

目標年次は、「尼崎市総合計画」の「まちづくり構想」に合わせ、10年後の平成35年(2023年)とします。

(2) めざすまちの姿

みんなが主役のまち

市民・事業者・行政が役割分担し、お互いを信頼し尊重しながら、みんなで一緒にまちづくりを進めます

- 地域の人々がまちづくりに関する情報をはじめ、地域(まち)への思いを共有することができるまち
- 一人ひとりが自主性を持って積極的にまちづくりに関わることができるまち
- 様々なまちづくり活動が結びつくことで、さらに大きなまちづくり活動へ展開していくことができるまち



住んでみたい・ずっと住み続けたいまち

小さな子どもやお年寄り、働き盛りの人、妊婦、障がい者、単身者、多世代家族など、全ての人が快適な生活を送り、地域に愛着を感じることができるまちをめざします

- それぞれのライフスタイルに合った暮らしが可能なまち
- 住みやすい生活環境が守られ、育まれているまち
- 美しいまちなみが守られ、育まれているまち
- ユニバーサル社会に対応した、誰もが快適な社会生活を送ることができるまち
- 買い物や医療、福祉などの生活サービスが充足し、働く場所が近くにある便利なまち



安全・安心を実感できるまち

地震、水害などの災害に強く、火災や交通事故、犯罪などが起こりにくい、安全・安心に暮らせるまちをめざします

- 建築物や構造物の耐震・不燃化、治水機能の強化などにより、地震、火災、津波や水害に強いまち
- 災害時でも安全に避難できるまち
- 歩行者も自転車も車も安全で移動しやすいまち
- 声かけや見守りなど地域のつながりによって、子どもから高齢者までの誰もが安全・安心に暮らすことができるまち



安心して働ける、活力あるまち

ものづくり都市として産業が栄え、商業が活気づく、多くの人々が訪れたいくなる、活力あるまちをめざします

- 公共交通や道路などの既存ストックの活用が可能で、工業、商業・業務などの経済活動が活発に行うことができるまち
- 適正な土地利用の誘導により、事業所が安心して操業を続けられ、にぎわいのある商業地があるまち
- 住環境と操業環境が共存することのできる、活力あふれるまち
- 世界に誇れる産業が育まれるまち



より良い環境を未来につなぐまち

良好な自然環境の保全や活用をはじめ、地球環境との関係を意識した、持続可能なまちをめざします

- 市内に残る貴重な自然環境の保全や活用により、その恩恵を享受することができるまち
- 都市緑化の促進などにより、自然環境の回復や創造に取り組むまち
- 歴史、文化、産業遺産など地域資源を大切に守り、未来につなぐまち
- 既存ストックの有効活用などによる、持続可能な資源循環型のまち
- 環境に配慮した住宅の普及促進や自転車通行環境の向上など、低炭素社会の実現を意識したまち



都市構造

(1) 都市構造の考え方

本市は、これまでの取組により、「拠点」と「連携軸」が形成されており、これらを都市の骨格と位置づけ、人口減少や少子高齢社会、地球環境問題などの社会経済情勢を踏まえ、既存ストックを地域の資源として「活かし、守り、育てる」ことで都市空間の質の向上を図り、持続可能な都市をめざします。

(2) 拠点

「拠点」とは、交通の結節点である主要駅の周辺で、一定の都市機能が集積する地域です。交通の要衝で業務機能が集積し広域的に人や物の移動が行われる拠点を「広域拠点」とし、周辺住民の日常生活を支える生活利便施設が集積する拠点を「地域拠点」とし、次のとおり商業・業務施設などの集積を図ります。

その他の鉄道駅周辺については、交通利便性や日常生活機能、良質な生活空間の維持、向上を図ります。

● 広域拠点…阪神尼崎駅、JR 尼崎駅の各駅周辺

阪神尼崎駅周辺(出屋敷駅含む)は、尼崎らしい下町の良さを活かした商業・業務機能の活性化と、文化施設や周辺の歴史・文化的資源などの活用を図ります。また、尼崎伊丹線の拡幅整備など臨海地域へのアクセスの充実と、歴史的景観が残る地域や庄下川などのオープンスペースと調和する駅前景観の向上を図ります。

JR尼崎駅周辺は、広域的ターミナル機能としての交通結節機能の充実と、交通利便性の良さを活かした商業・業務機能や産業・情報交流機能、都市型居住機能など、多機能が複合した空間形成、駅前景観の向上を図ります。

阪神尼崎駅周辺（北側）



JR 尼崎駅周辺（北側）



● 地域拠点…阪急塚口駅、阪急園田駅、阪急武庫之荘駅、JR 立花駅、阪神杭瀬駅の各駅周辺

市外や他の拠点との交通ネットワークを活かし、日常生活に必要なサービス施設を中心にした商業集積を誘導し、地域生活の中心として地域の特性や資源を活用した周辺住民に親しまれる拠点づくりを図ります。

なかでも、伊丹市との結節点となっている阪急塚口駅周辺は大規模商業施設があり、北部地域の拠点として、商業・サービス機能や文化機能が充実した質の高い都市空間の形成と都市魅力の向上を図ります。

(3) 連携軸

「連携軸」とは、「拠点」や都市間を結びつける道路、鉄道などです。連携軸においては、様々な都市機能に対する利便性のほか、安全性や防災性、快適性の向上を図ります。

● 広域連携軸…主要幹線道路、自動車専用道路、鉄道網

地域を越えて広域的な人の移動や物流を支え、災害時の緊急物資輸送路となるものです。主要幹線道路及び自動車専用道路(高速道路)は、大阪や神戸をはじめ、隣接都市との広域的な交流と連携を図ります。また、鉄道網は、大量輸送機関として、都市間・都市内移動の重要な役割を担います。

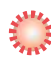

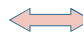


● 地域内連携軸…その他の幹線道路、バス路線網

地域内及び日常生活圏内の移動を支えるものです。その他の幹線道路は、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図ります。また、バス路線網は、鉄道網と機能的に連携を図ります。

(4) 水辺と緑のネットワーク

市内を流れる武庫川、猪名川、藻川、庄下川、蓬川などの河川や運河、水路といった水辺空間、道路沿道などの緑、猪名川自然林や西武庫公園、尼崎の森中央緑地などをはじめとする、市内に点在する緑空間により形成されている水辺と緑の自然的環境のネットワークの充実を図り、人と環境にやさしい、うるおいのある都市をめざします。



-  広域拠点 (阪神尼崎駅、JR 尼崎駅の各駅周辺)
-  地域拠点 (阪急塚口駅、阪急園田駅、阪急武庫之荘駅、JR 立花駅及び阪神杭瀬駅の各駅周辺)
-  広域連携軸
-  地域内連携軸
-  水辺と緑のネットワーク

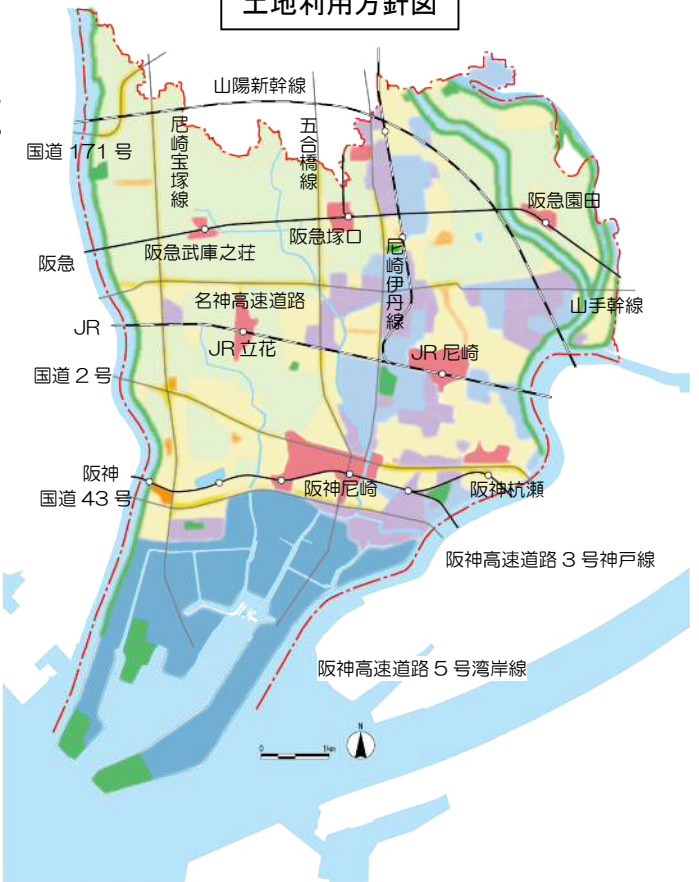
分野別まちづくり

(1) 土地利用

今後の人口予想を見据えて、人口、産業の転入・定着や産業の活性化を図るため、適切な土地利用誘導を行います。また、地域の特性を活かしたきめ細かなまちづくりを進め、市民・事業者が、自らの住まいや地域に愛着を持ち、主体的に取り組むことにより、良好な環境を形成します。さらに、交通だけでなく、買い物や福祉、医療、公共建築物が充実した利便性の高い魅力と活力ある都市空間の創出をめざします。

- 住宅地
 - 良好な住環境の保全を図る専用住宅地
 - 住環境の保全・改善を図る住宅地
- 商業・業務地
 - 魅力的でにぎわいのある駅前商業・業務地
 - 地域の生活拠点としての商業地
 - 沿道型複合地
- 内陸部工業地
 - 操業環境の維持・保全を図る内陸部の工業地
 - 住宅と工場との共存を図る複合地
- 臨海工業地
 - 良好な操業環境を保全する臨海部の工業地
- その他
 - 保全・創出を図る自然・緑地

土地利用方針図



(2) 都市交通

「過度に自動車に頼らない、歩いて暮らせる都市環境の形成」に向けて、南北間の移動を支える機能の確保など既存の公共交通における利便性の維持、向上を図るとともに、徒歩や自転車利用を促すといった市民生活を支え、まちづくりの方向性と整合するような交通政策の検討に取り組みます。

また、臨海部をはじめ長期的な展望に立った都市計画道路網の強化、鉄道駅と幹線道路などのアクセス性の向上や、駅前広場などの機能強化などに取り組むとともに、高齢者や障がい者、小さい子ども連れの人など、誰もが安全で快適に移動できる、ユニバーサル社会に対応した交通空間の形成を図ります。

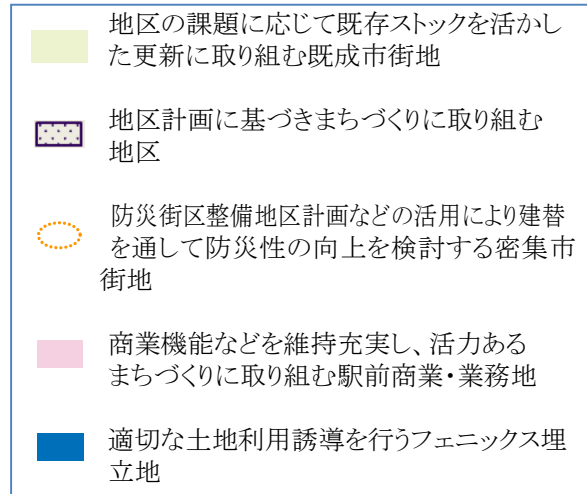
- 都市計画道路
 - 整備済区間
 - 事業中区間(用地買収などを含む)
 - 早期事業化を図る区間
 - 未整備区間(道路幅員・歩道が不足を含む)
 - ○ ○ ○ 今後計画を検討する区間
 - 臨港道路
 - 都市計画で定めた交通施設
 - ▲ 自転車駐車場
 - 自動車駐車場
 - 駅前広場
- } 適正な維持管理を図る

都市交通方針図



(3) 市街地整備

土地の高度利用や都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災性の改善などを図る必要がある区域において、地域の課題に対応し、安心して生活できる安全で魅力ある市街地整備を進めます。



市街地整備方針図

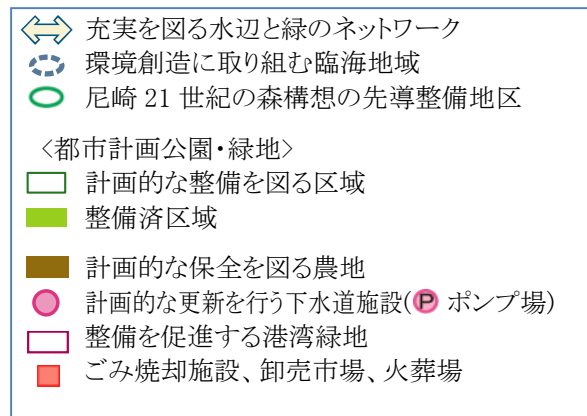


(4) 都市環境

市民、産業界、行政が一丸となって環境と経済の両立をめざしながら、持続可能な社会の形成のため、循環型及び低炭素まちづくりを推進します。

また、河川や水路、運河、海岸などの豊かな水辺があり、まちなかに緑があふれ、多様な命がいきづき、季節を肌で感じることができるまちをめざします。

緑は、人々の憩いの場、レクリエーションの場としてうるおいとやすらぎを与えるだけでなく、大気浄化やヒートアイランド対策など環境負荷の低減や災害時の安全性の確保に効果を発揮します。そのため、公園緑地の整備のほか、道路や鉄道沿線の緑化、建築物敷地内の緑化、屋上緑化・壁面緑化などにより都市緑化を推進するとともに、運河や河川も含めた水辺と緑のネットワークの充実を図ります。



都市環境方針図



(5) 都市景観

本市の特性を活かし、「誇りと愛着と活力のある美しいまち」をめざし、面的な「まちなみ景観」、線的な「まちどおり景観」、点的な「まちかど景観」の各側面から、よりいっそう特色のある都市美形成を図ります。

- 用途地域による景観類型別の都市美誘導
 - 低層住居景観
 - 中高層住居景観
 - 住居景観
 - 商業・業務景観
 - 内陸部工業景観
 - 臨海部工業景観
- 都市美形成上重要な地域等の都市美誘導
 - 玄関口にふさわしい景観形成を図る主要駅周辺
 - ▨ 地区計画により景観形成を図る地区
 - 幹線道路
 - コミュニティ道路
 - 鉄道

沿道の建築物や街路樹などが調和したうらおいのある景観形成を図る
うち ■■■ 鉄道(高架部分)は除く
- 水と緑に調和した景観形成を図る河川・運河・海
- 保存・修景等による歴史的景観の形成
 - 歴史景観を備えた地域
 - ▨ 寺町都市美形成地域
 - 都市美形成建築物

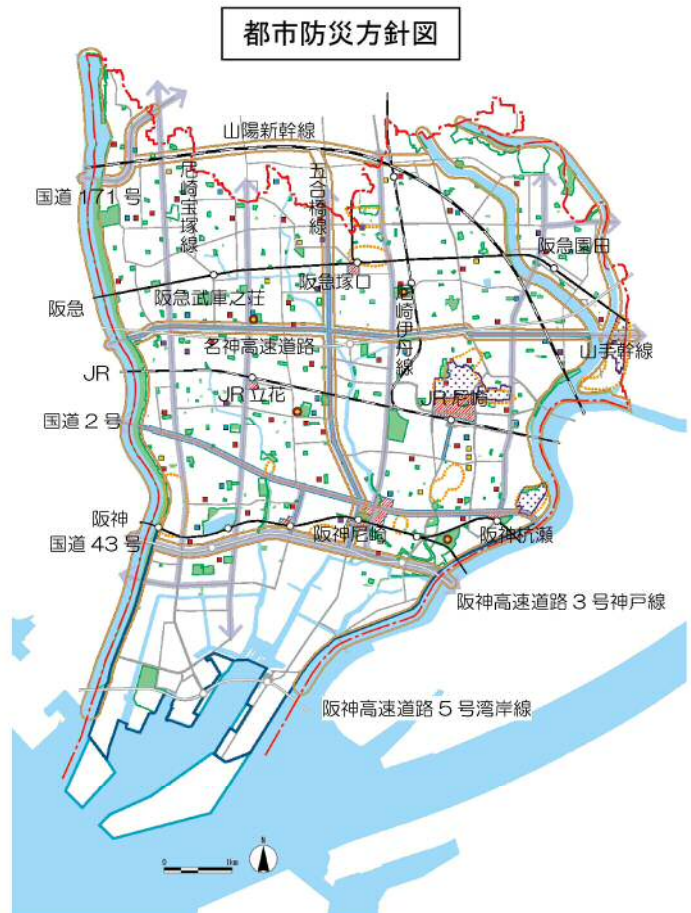


(6) 都市防災

地震、火災、津波や水害などの防災対策については、阪神・淡路大震災や東日本大震災のほか、これまでに本市が経験した大型台風、集中豪雨など自然災害の教訓を活かし、被害を未然に防ぐとともに、災害が発生した場合に被害を最小限に抑えられるよう、災害に強いまちづくりを進めます。

また、ハザードマップなどの作成や防災に係る講習会の実施などを通じて、市民・事業者の防災に対する意識の向上を図るとともに、自主的に実施する防災訓練を支援するなど日ごろからの防災対策を促進します。

- 防災性の向上を検討する密集市街地
- ▨ 老朽住宅の建替を通じて防災性の向上に取り組んでいる地区
- 火災時の延焼を遮断する広域防災帯
- ▨ 不燃化を促進する防火地域
- ⇄ 緊急物資輸送路
- 第1線防潮ライン
- 護岸
- 避難場所などとなる都市公園など
- 計画的な整備を図る区域
- 整備済区域
- 地域の防災拠点
- 指定避難場所
 - 小学校
 - 中学校
 - 高校
 - その他



まちづくりの推進

1 協働によるまちづくり

(1) 基本的な考え方

まちづくりの基本方針で示した「めざすまちの姿」や「分野別まちづくり」の実現に向け、市民・事業者・行政がまちづくりに対する役割と責任を認識し、パートナーシップに基づいたまちづくりを進めます。

①将来像を共有する

都市計画マスタープランの周知を通して、本市の将来の姿を一緒に考え、同じ将来像を共有するために継続的に意思の疎通を図ります。

②情報を共有する

本市が抱えている課題、将来の見通しといった行政からの情報だけでなく、地域の資産といえるような地域資源、市民や事業者などが行っている活動など、広くまちづくりに関する情報をわかりやすい形で共有します。

③地域でつながるネットワークをつくる

市民一人ひとり、個々の事業者、行政にはそれぞれの得意分野があります。その得意分野を地域の課題解決に活かすために、誰が、どのようなことを必要としていて、誰が、どのようなことができるのかを把握し適切に組み合わせることが必要です。また、一人ひとりがまちづくりに興味を持ち、実際に行動するために必要な知識や能力を身に付けることが大切です。そのためのひとづくり、ネットワークづくりをめざします。

(2) 市民・事業者・行政の役割

市民の役割

市民は、まちづくりの主役として、まちのあり方や知識を身につけ、よりよいまちづくりへの理解を深めることが求められます。

- ・市民一人ひとりがまちの一員としての認識をもつ。
- ・市民相互の話し合いの中から、様々な考えやアイデアを出しあう。
- ・一人ひとりができること、やりたいと思うことを見出し、自分の得意分野を活かして楽しく積極的に取り組む。

事業者の役割

事業者は、本市の「めざすまちの姿」を十分に理解し、行政及び市民との協力関係を築きながら、よりよいまちづくりに取り組む役割が求められています。

- ・地域に貢献するような活動を行いつつ、可能な範囲で自らの事業に関する情報を地域へ積極的に発信することで、より協力関係を良好なものとする。
- ・まちづくりにおいて自らの事業をベースとした専門的な支援を行うことで、地域にも貢献する地域産業の育成に資する。

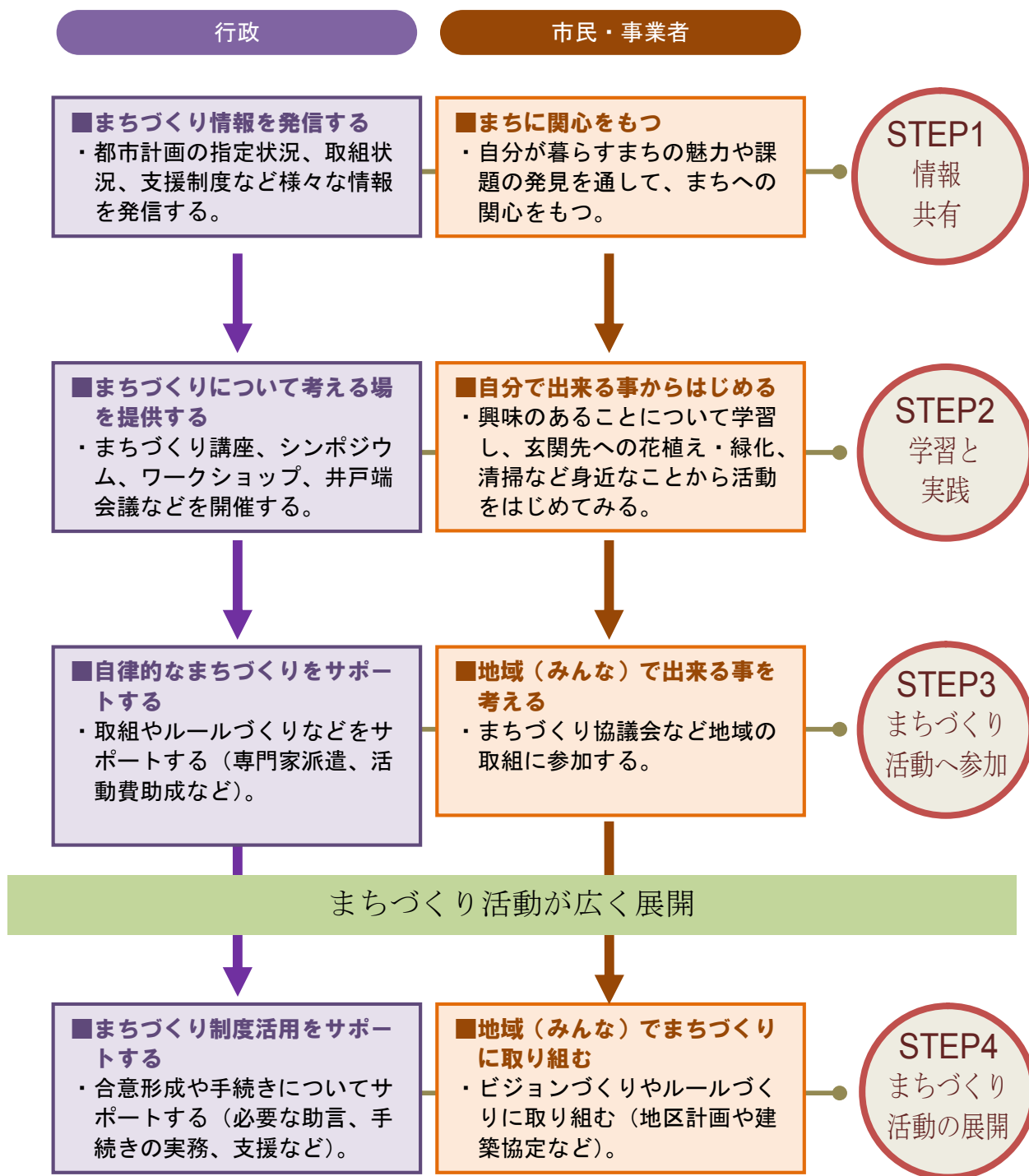
行政の役割

行政は、協働で取り組むべきまちづくりにおいて、市民・事業者への支援とコーディネートを行う役割を担います。

- ・各種事業を進めるための手法などの調査・研究や推進体制の充実、開発行為の指導を行う。
- ・地域の課題を市民や事業者に提起しながら、よりよいまちづくりに向けた活動を専門的に支援するための方策を整える。
- ・まちづくりに関する現況の把握とその情報の発信を行うとともに、さまざまな活動のネットワーク化に寄与するよう努める。

(3) 協働のまちづくり推進方策

協働のまちづくりの推進フロー



2 評価と見直し

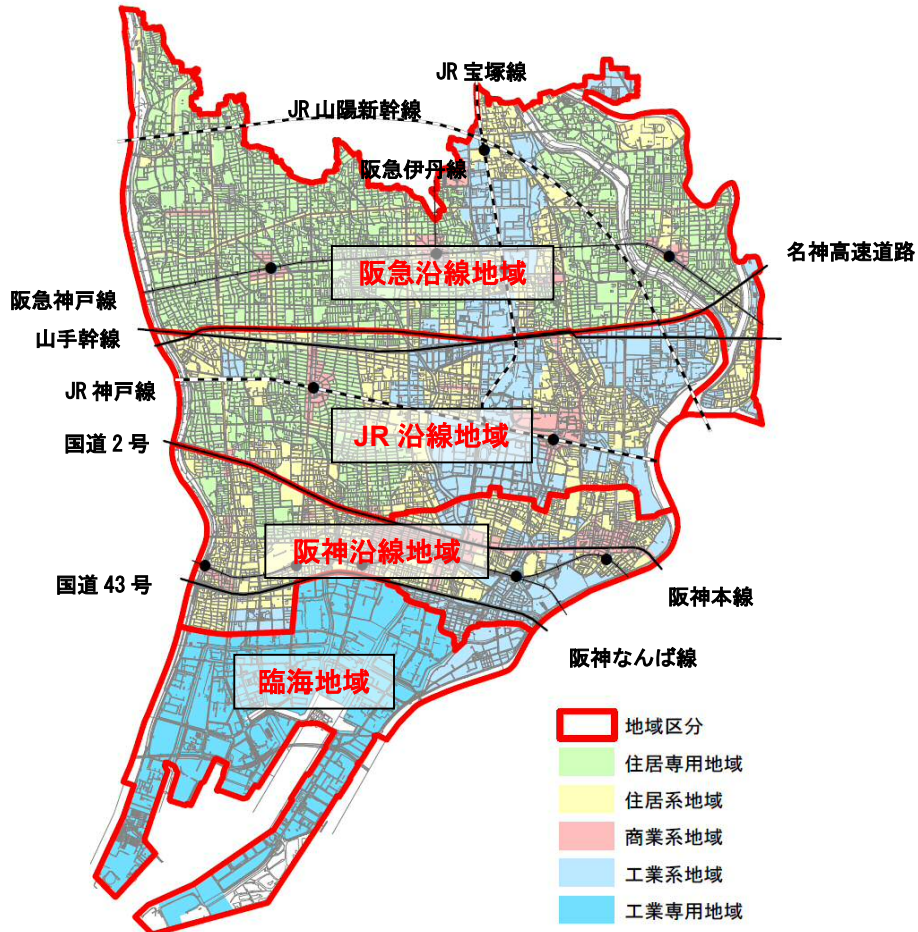
都市計画マスタープランの目標年次である平成 35 年(2023 年)までには、社会のさまざまな分野での変化が予想されます。このため、社会環境の変化などに柔軟に対応できるものとするために、5 年ごとまたは社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、市民参加によって本マスタープランの評価と見直しを行います。

地域別まちづくり

地域区分の考え方

本市では、東西方向に並行して走る阪急神戸線、JR神戸線、阪神本線の3つの鉄道を中心に特色のある市街地が形成されてきたことから、その形成過程や土地利用の特徴などを考慮し、鉄道を中心とする3つの地域と工業専用地である臨海地域に区分します。

なお、区分にあたっては、幹線道路、河川などの地形地物を基本に、土地利用や市街地のまとまりなど都市計画的な観点から、用途地域を考慮しながら設定するもので、地域住民主体のコミュニティ活動を分断、制約するものではありません。

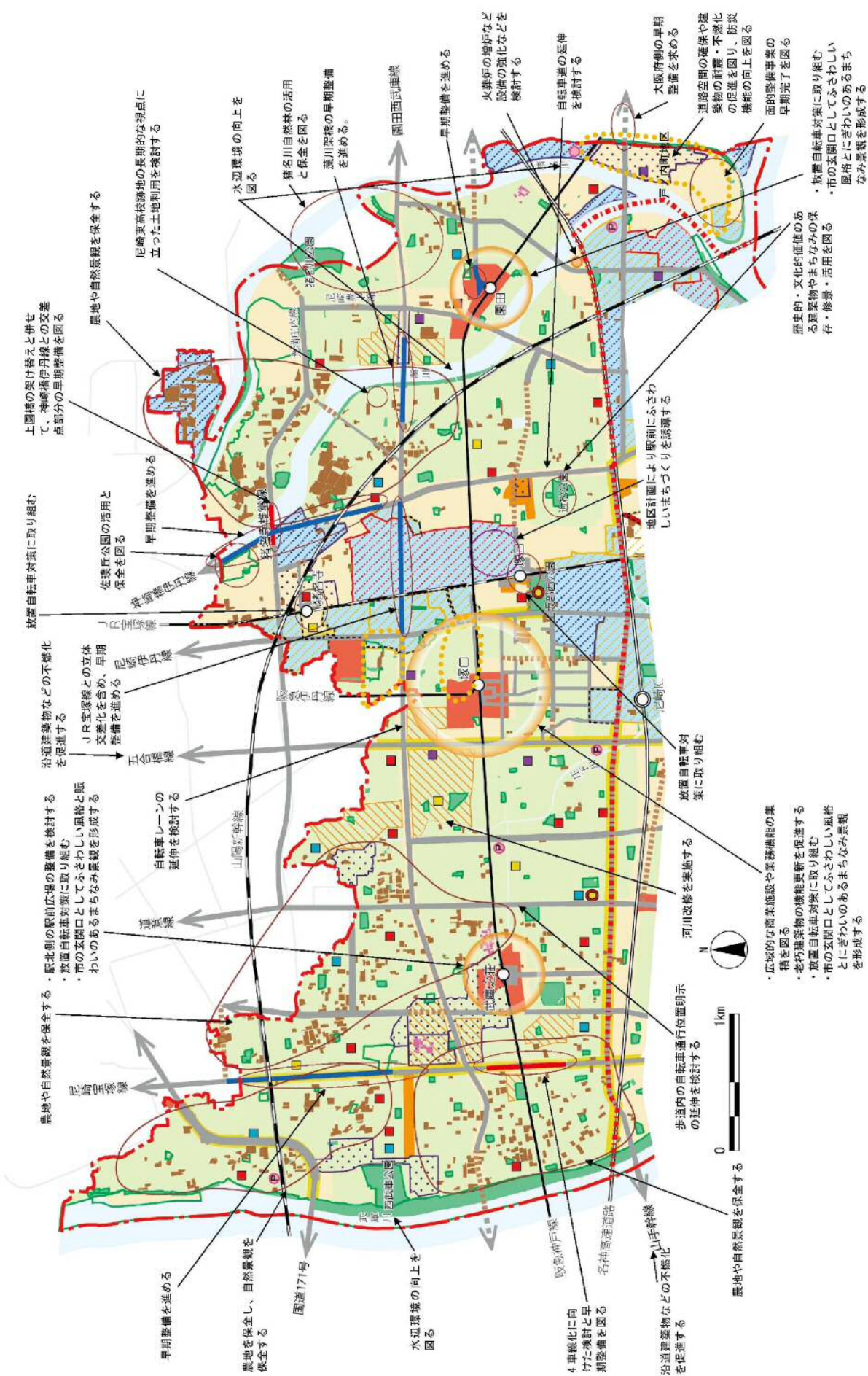


地域別のまちづくりの方針

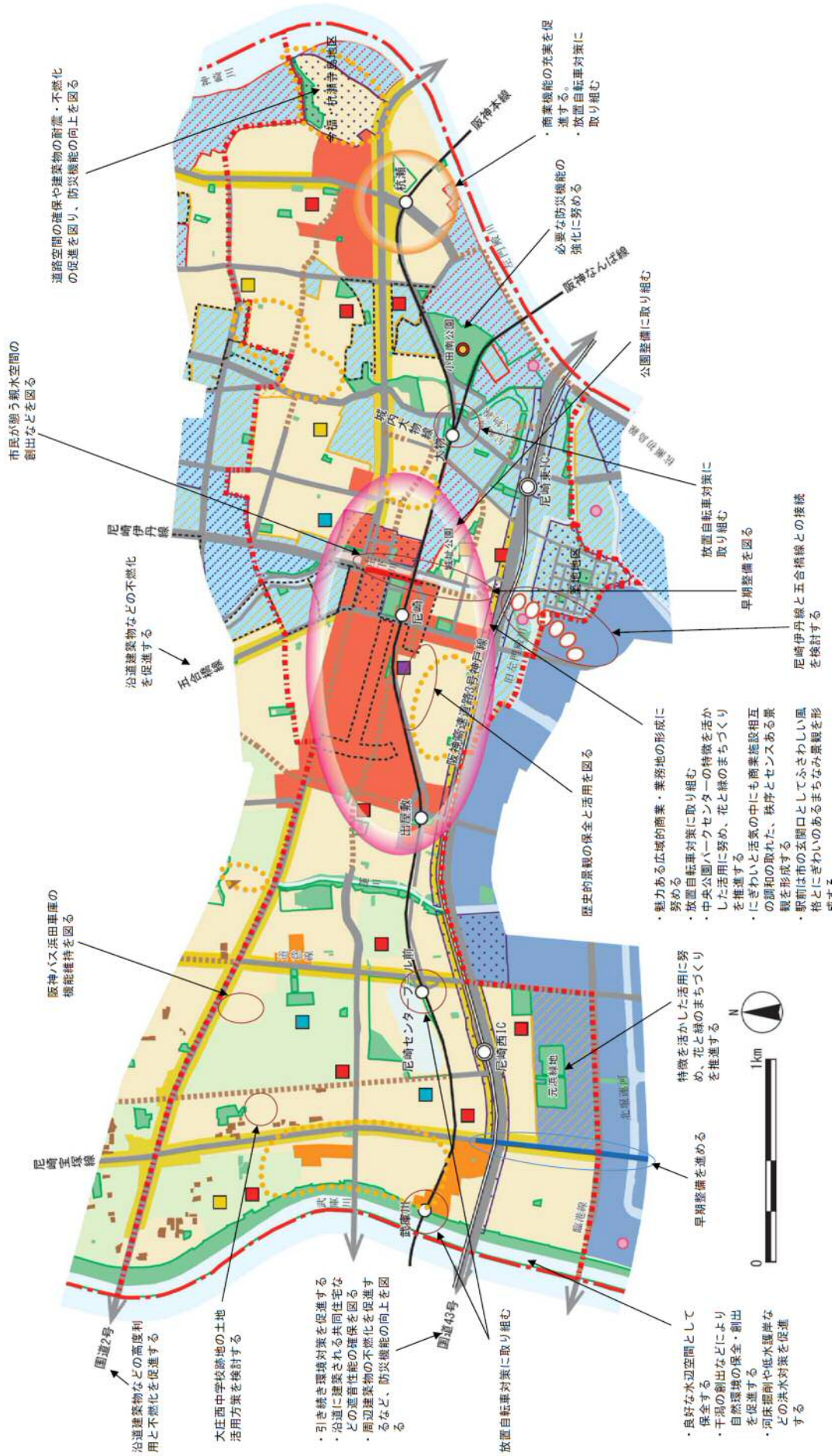
歴史や文化、自然環境など地域の資源や特性などを踏まえ、よりきめ細かに地域の課題に対応するため、具体的なまちづくり方針などを示し、まちづくりの基本方針で示した「めざすまちの姿」を具現化するものです。

凡 例		
<ul style="list-style-type: none"> 専用住宅地 (低層住居専用地) 住宅地 商業・業務地 近隣型商業地 沿道型複合地 工業保全ゾーン 大規模工場立地ゾーン 住工複合地 臨海工業地 地区計画区域 建築協定 特別用途地区 	<ul style="list-style-type: none"> <安全で快適に移動できる都市計画道路網> 整備済区間 事業中区間 早期事業化を図る区間 未整備区間 今後計画を検討する区間 計画的な整備を図る公園・緑地 整備済の公園・緑地 計画的な保全を図る農地 下水道施設 (P ポンプ場) 資源リサイクルセンター ゴミ焼却炉 火葬場 市場 	<ul style="list-style-type: none"> 広域拠点 地域拠点 地域の防災拠点 防災性の向上を検討する密集市街地 <指定避難場所> 小学校 中学校 高等学校 その他 <その他> 港湾施設の適切な機能更新を図る臨海地区 臨海道路 環境創造に取り組む臨海地域 港湾緑地 運河再生プロジェクトの対象運河

1 阪急沿線地域方針図



3 阪神沿線地域方針図



4 臨海地域方図

